

地方公共団体情報システムにおける文字要件の 運用に関する検討会報告書

令和6年7月

地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会

目 次

1. はじめに	1
(1) 検討の背景	1
2. 文字要件について	2
(1) 標準化法における文字要件の位置付け	2
(2) 文字要件の検討	3
3. 行政事務標準文字について	5
(1) 行政事務標準文字	5
(2) フォントについて	5
(3) IVS 対応について	6
(4) 外部印刷について	7
4. 同定支援ツールについて	8
(1) 同定支援ツールの概要	8
(2) 同定支援ツールの同定方法	9
(3) 実証事業によるツールの精度向上	9
5. 行政事務標準文字への同定手順について	11
(1) 行政事務標準文字への同定手順について	11
(2) 同定支援ツールで同定できない文字の取扱いについて	13
6. 周知・広報について	15
(1) 国民向けの周知・広報について	15
(2) 自治体向けの周知・広報について	16
7. 文字の追加について	17
8. 行政事務標準文字の国際標準化について	18
(1) 国際標準化への手順について	18
(2) 国際標準化が完了するまでの暫定措置について	18
9. 今後の取組	19
参考	21
(1) 文字要件ロードマップ	21
(2) 同定支援ツール（β 版）実証事業協力自治体一覧	22
(3) 検討会構成員及び開催日程	23

1. はじめに

(1) 検討の背景

地方公共団体において使用されている文字（一般のコンピュータで処理できる規格化された文字及び標準準拠システムを導入する前に地方公共団体がそれぞれ独自に作成した文字（以下「外字」という。）は、約 200 万文字あるとも言われている。外字は、行政運営上、本人確認を厳格に行う場合や個人のアイデンティティに配慮する場合等に用いられているが、そのフォントが収録されていないコンピュータで表示することができず、情報システム間のデータ連携を行う際に調整コストが生じている。

国は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）において「地方公共団体については、基幹業務システムの統一・標準化の取組の中で、主に個人の氏名を取り扱う戸籍事務等の特性を踏まえ、文字情報基盤を拡張した文字セット（通称「MJ+」）の導入を進め、基幹業務システム間の相互運用性の確保を図る。」と定めており、地方公共団体における基幹業務システム間のデータ連携を推進している。

令和 3 年 9 月 1 日に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）（以下「標準化法」という。）が施行され、デジタル庁は、標準化法第 7 条第 1 項に規定する「共通する基準」のうち、標準化法第 5 条第 2 項第 3 号イ（電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項）に関するものとして「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」を策定し、当該仕様書において、標準準拠システムで用いる文字の要件（以下「文字要件」という。）を規定している。

デジタル庁では、令和 5 年 2 月に「地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会」を設置し、より効率的な文字環境の構築を推進するため文字要件及び文字要件を運用する上で想定される課題について検討を進めてきた。本書は、その結果を報告書としてとりまとめたものである。

2. 文字要件について

(1) 標準化法における文字要件の位置付け

標準化法では、使用される用語・符号の相互運用性の確保、システムの互換性の確保に係わる事項について定めることを規定しており、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」において文字要件を規定している。

●地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（抄）

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項
イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項

ロ～ニ （略）

四・五 （略）

3～6 （略）

（各地方公共団体情報システムに共通する基準）

第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用）

第八条 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

2 （略）

(2) 文字要件の検討

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書の文字要件に関しては、特に、戸籍等システムと戸籍等以外のシステムで経過措置期間を変えること、経過措置期間、経過措置を適用する場合の連携について、データの標準化の推進や個人のアイデンティティへの配慮といった観点から、検討会で検討を行った。その後、デジタル庁において、全国意見照会を行い、次のとおり文字要件を改定することとした。

●地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（抄）

第2章 データ要件の標準について

2.3 文字要件

(1) 文字の標準化により目指す姿

文字の標準化については、(2)に掲げる文字要件を適用することで、文字情報基盤の文字セット（以下「MJ」という。）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、MJに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（MJを拡張した文字セット。以下「行政事務標準文字」という。）を活用する。

標準準拠システムの導入後においては、基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットを行政事務標準文字に一意に同定することで、標準準拠システムを導入する前に地方公共団体がそれぞれ独自に作成した文字、いわゆる「外字」について、行政事務標準文字と同定した文字を利用することにより、当該「外字」を使用せず（※）、また、新たな「外字」も発生させないことを目指す。

※ 「外字」には様々な定義があるが、ここでは、「使用するシステムに標準で搭載されず、特別に追加で作られた文字であって、ユーザが独自に設定するため基幹業務システム間での連携はできないもの」と定義しており、「外字」を、別の文字名（デジタル庁が指定したものに限る。）に対応をさせ、基幹業務システム間で連携できる形にすることによって、「外字」ではなくなる、という整理をしたもの。基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットから行政事務標準文字への同定支援ツール（以下「同定支援ツール」という。）及び行政事務標準文字から JIS X 0213:2012 への代替マップ（以下「代替マップ」という。）については、関係機関との連携の下、デジタル庁において作成することとし、地方公共団体等に提供する。

(2) 文字セット、文字コード及び文字フォント

各標準準拠システムが保持する氏名等（氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所／方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。以下同じ。))の文字セットは行政事務標準文字（デジタル庁は、文字一覧表を別途定めるものとする。）、各標準準拠システムにおける氏名等以外の文字セットは行政事務標準文字又は JIS X 0213 : 2012 とし、いずれの場合も文字コードは JIS X 0221:2020 とする。

全ての標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合には、行政事務標準文字を利用する。また、スマートフォンや、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、JIS X 0213:2012 を使用し、独自施策システムとの連携は、各システムでの要件に応じて行政事務標準文字又は JIS X 0213 : 2012 を使用することとする。

標準準拠システムにおいて、文字フォントに収録されていない文字を受信した際には、アラート等を表示して注意喚起をすることも可能とする。

氏名等の文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。

- ・行政事務標準文字のうち一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めた IPAmj 明朝フォントに実装されている文字については、その字形を参考とする。
- ・行政事務標準文字のうち初期整備の対象となる、IPAmj 明朝フォントに実装されていない文字については、デジタル庁が作成した行政事務標準文字図形を参考とする。

氏名等以外の文字フォントについては任意とする。

なお、戸籍システム及び戸籍附票システムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット、文字コード及び文字フォントを使用することを経過措置として可能とする。

また、戸籍システム及び戸籍附票システム以外のシステムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することを経過措置として可能とする。経過措置の期間については、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムの所要の移行完了の期限を目途とし、移行状況等を踏まえ、デジタル庁及び総務省において必要に応じて見直すこととする。ただし、経過措置を適用する場合においても、標準準拠システムから他の標準準拠システムに情報連携する場合には、行政事務標準文字を使用することとする。

デジタル庁は、関係機関との連携の下、文字フォントや同定支援ツール及び代替マップの管理運用の環境を整備し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組に積極的に協力をする事業者や市区町村と段階的に実証することとする。

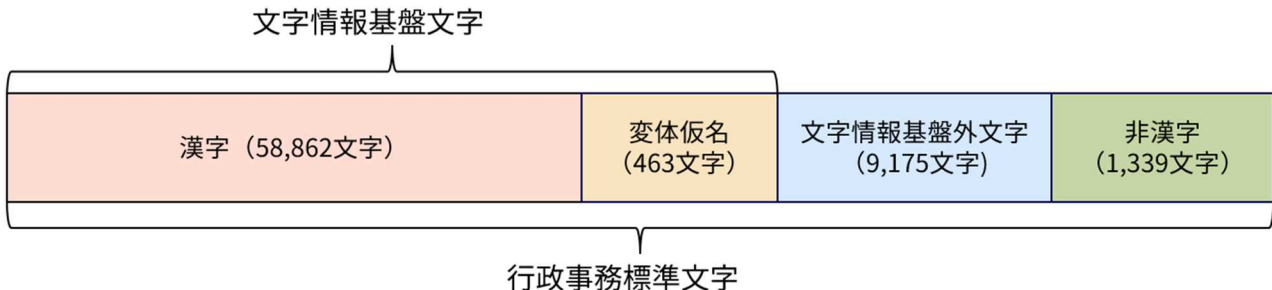
(3) 文字符号化方式

各標準準拠システムの間での連携のための符号化方式については、UTF-8 とする。

3. 行政事務標準文字について

(1) 行政事務標準文字

前述の地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書において、標準準拠システムの氏名等の文字セットは、行政事務標準文字と規定している。行政事務標準文字（MJ+）は、標準準拠システムにおいて共通で使う文字・文字セットであり、文字情報基盤※を拡張した文字セットである。



※2010年度電子経済産業省推進費（文字情報基盤構築に関する研究開発事業）によりスタートした、行政で用いられる人名漢字等約6万文字の漢字を整備するプロジェクトで整備された文字セット・文字フォント

(2) フォントについて

① 行政事務標準文字のフォント

行政事務標準文字のフォントは、公開情報を参考に、各自治体・各事業者において作成できることが重要との検討会での議論も踏まえ、前述の地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書において次のとおり規定した。

● 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（抄）

氏名等の文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。

- ・ 行政事務標準文字のうち一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めた IPAmj 明朝フォントに実装されている文字については、その字形を参考とする。
- ・ 行政事務標準文字のうち初期整備の対象となる、IPAmj 明朝フォントに実装されていない文字については、デジタル庁が作成した行政事務標準文字図形を参考とする。

なお、IPAmj 明朝フォントに実装されていない文字については、デジタル庁において追加文字行政事務標準明朝フォントを作成し、行政事務標準文字【1.0版】等について(情報提供)（令和6年3月29日付事務連絡）において公開している。

追加文字行政事務標準明朝フォントファイル

フォントファミリー名(英語)	Add Character_GJMincho
フォントファミリー名(日本語)	追加文字行政事務標準明朝
フォントファイル名	acgjm.ttf
形式	OpenType
ファイル形式(拡張子)	ttf
収録文字数	9,175文字
文字コード	JIS X 0221:2020

② 行政事務標準当用明朝フォント

行政事務標準文字は、約7万字の文字セットであり、一般的なシステムで実装可能なフォントファイルの上限（約6万5千字）を超過するため、全ての文字を実装するには、複数のフォントファイルを組み合わせる必要がある。この点について事業者協議会でアンケートを行ったところ、約6割の事業者より複数のフォントファイルを組み合わせる形で実装するためには多大な時間を要し、2025年度末の標準化移行期限に間に合わない可能性があるとの回答を得た。アンケート結果を受け、検討会においても、「1フォントファイル化」の必要性について意見の一致を見たところである。

なお、デジタル庁において、今後、行政事務標準文字のうち、文字情報基盤文字から標準準拠システムにおいて使用が見込まれない文字を除いた上で、行政事務標準当用明朝フォントファイルを整備し、令和6年9月末を目途に提供することとした（等幅フォントで作成予定、(3)に記載のとおり、IVS※に対応できる事業者・できない事業者どちらも使用できるような形で作成予定。）。

行政事務標準当用明朝フォントファイル

フォントファミリー名(英語)	GJTY Mincho
フォントファミリー名(日本語)	行政事務標準当用明朝
フォントファイル名	gjty.m.ttf
形式	OpenType
ファイル形式(拡張子)	ttf
収録文字数	40,567文字(3月末時点での見込み)
文字コード	JIS X 0221:2020

※IVS(Ideographic Variation Sequence/Selector)は、文字符号としては同一視される漢字の、細かな字形の差異を特別に使い分けるための仕組みである。

(3) IVS 対応について

IVSについても、事業者協議会でアンケートを行ったところ、約4割の事業者より、IVSに対応するためには多大な時間を要し、2025年度末の標準化移行期限に間に合わない可能性があるとの回答を得た。アンケート結果を受けて、検討会としては、以下の対策をデジタル庁において実施すべきとの意見に至った。

なお、当該対策案の検討にあたっては、文字情報基盤の利便性向上と充実及び一層の相互運用性の向上を図るといった観点から、一般社団法人文字情報技術促進協議会からも意見を聴取している。

・文字情報基盤文字のうち IVS 等に割り当てられた字形は PUP 領域に割り当て、後方互換 PUP と定義して、IVS 未対応の実装であっても平易に取扱えるようにする。

・混乱を招かないよう後方互換 PUP と暫定利用の PUP※のコードポイントは重複しないよう設定する。

・後方互換 PUP 領域を利用したデータは当該システム外では流通させないことを前提として、連携においては UCS 及び暫定利用 PUP 形式でデータ交換することを原則とする。

※行政事務標準文字のうち国際標準化がされていない文字について完了するまでの間に暫定的に使用する PUP

(4) 外部印刷について

標準化対象事務においては、大量印刷を行う際に印刷会社に印刷を委託する場合があります、標準化後においても同様の対応が行うことができるか懸念があるといった地方公共団体や事業者からの意見をを受けて、デジタル庁において実証事業を行うこととした。具体的には、地方公共団体のご協力のもと、実際に外部印刷を行っている帳票レイアウト（郵送する投票所入場整理券）及びベータ版行政事務標準明朝フォントファイルなどを用いてテスト印刷及び懸念事項等のヒアリングを実施した。

テスト印刷では、デジタル庁で提供したレイアウトのデータとおりベータ版行政事務標準明朝フォントファイルに実装されている文字の印字を確認できた。また、懸案事項等ヒアリングにおいては、印刷会社から「国からフォントファイルが無償で提供されるならば、問題はない。」との意見を聴取している。

4. 同定支援ツールについて

検討会において、各地方公共団体が行ってきた文字同定作業においては、文字同定支援事業者毎に文字同定ツールやロジックが異なること、文字同定を行う職員毎に判断が異なることにより、同じ文字が異なる文字に同定されるといった状況にあることを踏まえ、デジタル庁において、以下の対策をとることが必要との意見が示された。

- 異なる地方公共団体であっても、同じ文字は同じ文字に同定されることが望ましく、そのため、デジタル庁において、地方公共団体が文字同定を行う際に共通のルールに基づく同定作業に取り組めるよう、同定支援ツールの開発・提供

- 地方公共団体の同定作業の効率化を図る観点から、同定支援ツールの同定精度の向上

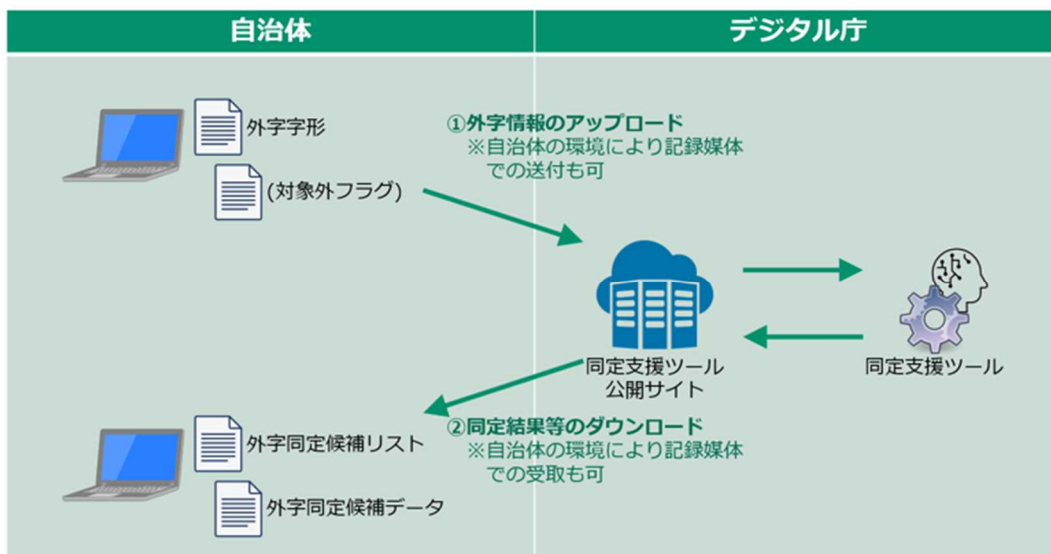
このことを踏まえ、デジタル庁では、以下のとおり同定支援ツールを開発するとともに、同定支援ツールを使った同定精度向上のための実証事業を行った。

(1) 同定支援ツールの概要

同定支援ツールは、地方公共団体から提出された文字（字形）を取り込み、それらを行政事務標準文字に同定した結果として、以下の2種類の成果物を地方公共団体に提供するものである。

項番	成果物	ファイル形式	説明
1	外字同定候補リスト	PDFファイル (.pdf)	自治体から提供を受けた外字とMJ+の同定候補リスト
2	外字同定候補データ	テキストファイル (.txt) ※タブ区切り	上記のリストのテキストデータ (コード、文字図形名のみ)

デジタル庁では、同定支援ツール公開サイトを立ち上げ、地方公共団体が当該サイトに外字情報をアップロードすると、同定支援ツールを用いて行政事務標準文字に同定し、同定候補リスト等の成果物を地方公共団体がダウンロード可能となるサービスを提供する。



なお、本成果物の位置付けは、地方公共団体における文字同定作業の支援（技術的支援）であり、文

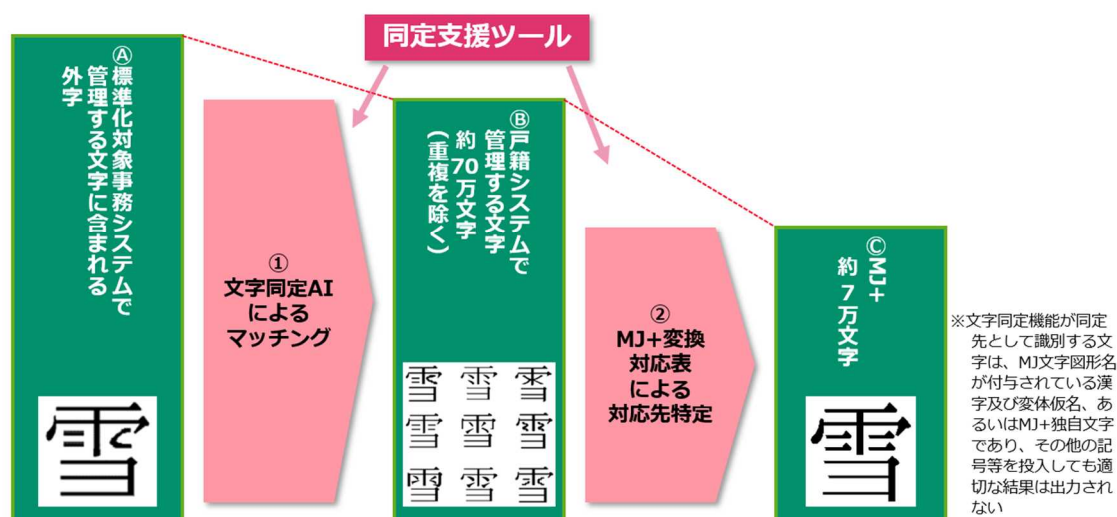
字同定に関する最終的な判断は地方公共団体にあるとの考え方を変更するものではない（先行して実施されている場合の同定結果等の変更を求めるものではない。）。

（2）同定支援ツールの同定方法

同定支援ツールが外字を行政事務標準文字に同定するにあたっては、以下の2段階の処理を行っている。

- ・文字同定 AI を用いて戸籍システムで管理する文字にマッチングする。
- ・MJ+変換対応表を用いて戸籍システムで管理する文字（以下「戸籍文字」という。）に対応付けられた行政事務標準文字の文字を出力する。

- ① 文字同定AIを用いて戸籍システムで管理する文字にマッチングする
- ② MJ+変換対応表を用いて戸籍文字に対応付けられたMJ+の文字を出力する



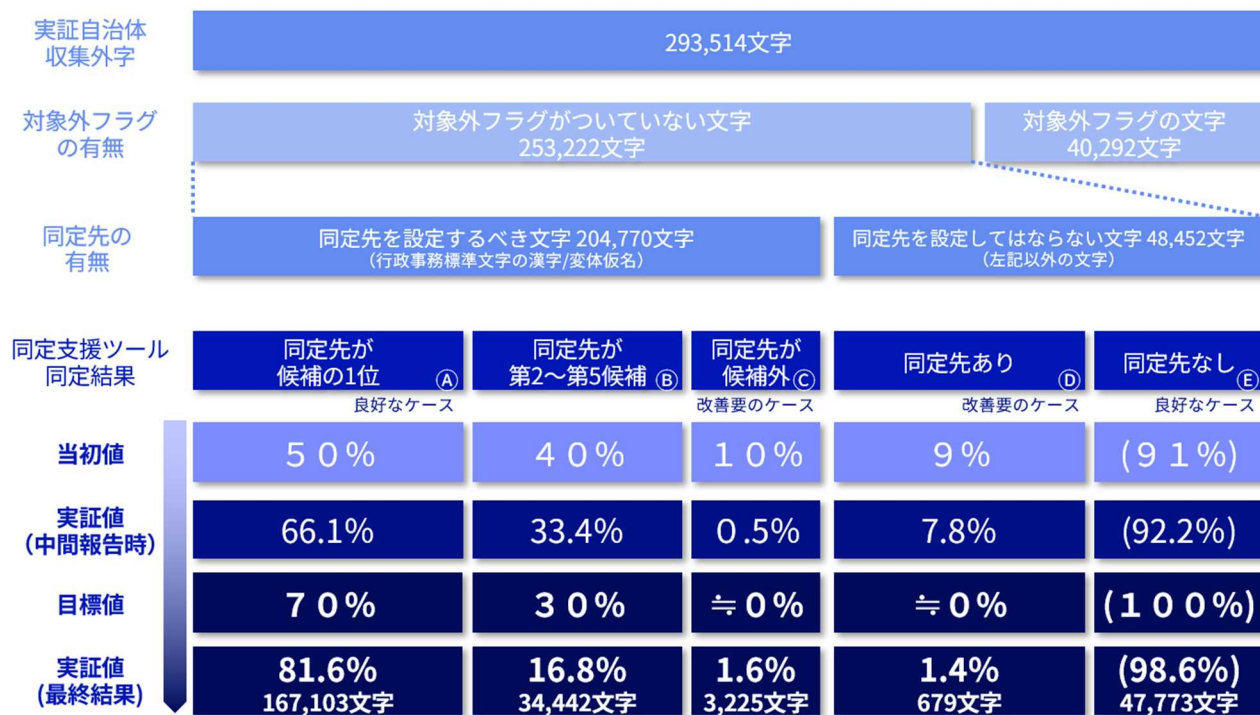
（3）実証事業によるツールの精度向上

デジタル庁において同定支援ツールの精度向上に向けて、実証事業を行った。

具体的には、以下に示す 113 の地方公共団体から収集した外字を、同定支援ツールで同定した結果と目視同定結果とを比較し、差異を解消することで、ツールの精度向上を行った。

実証事業期間	令和5年9月～令和6年3月
実証事業 協力地方公共団体数	113 団体 (参考 (2) 同定支援ツール(β 版)実証事業協力地方公共団体一覧)
文字数	293,514 文字

精度向上結果を以下に示す。



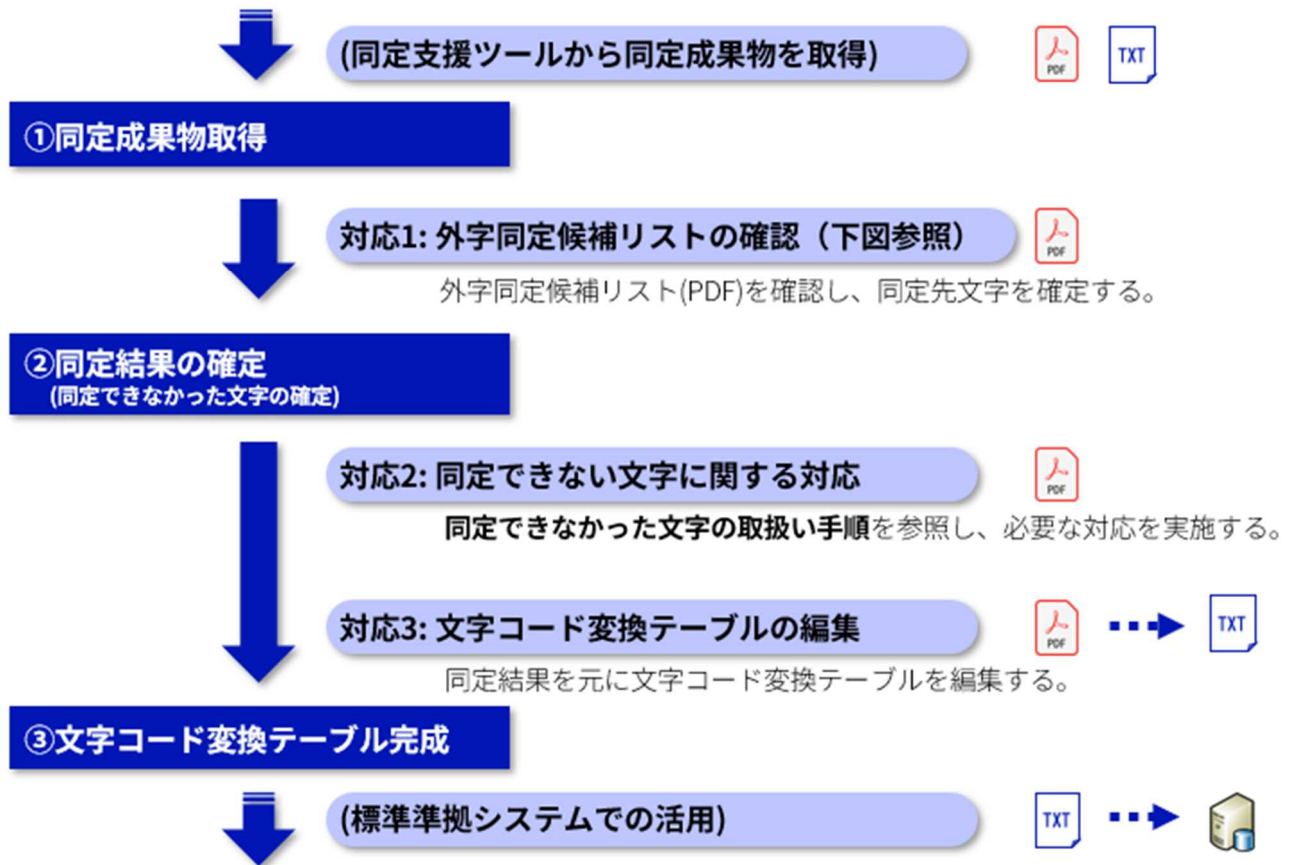
※同定すべき文字、すべきでない文字に分けて割合を算出しているため、それぞれの合計が100%となる。

5. 行政事務標準文字への同定手順について

検討会では、デジタル庁が作成した同定支援ツールを地方公共団体が使用した場合における行政事務標準文字への一般的な同定手順等について検討を行った。なお、文字の同定自体の最終責任は、各地方公共団体にあることから必ずしも本手順に沿った対応が求められるものではない。

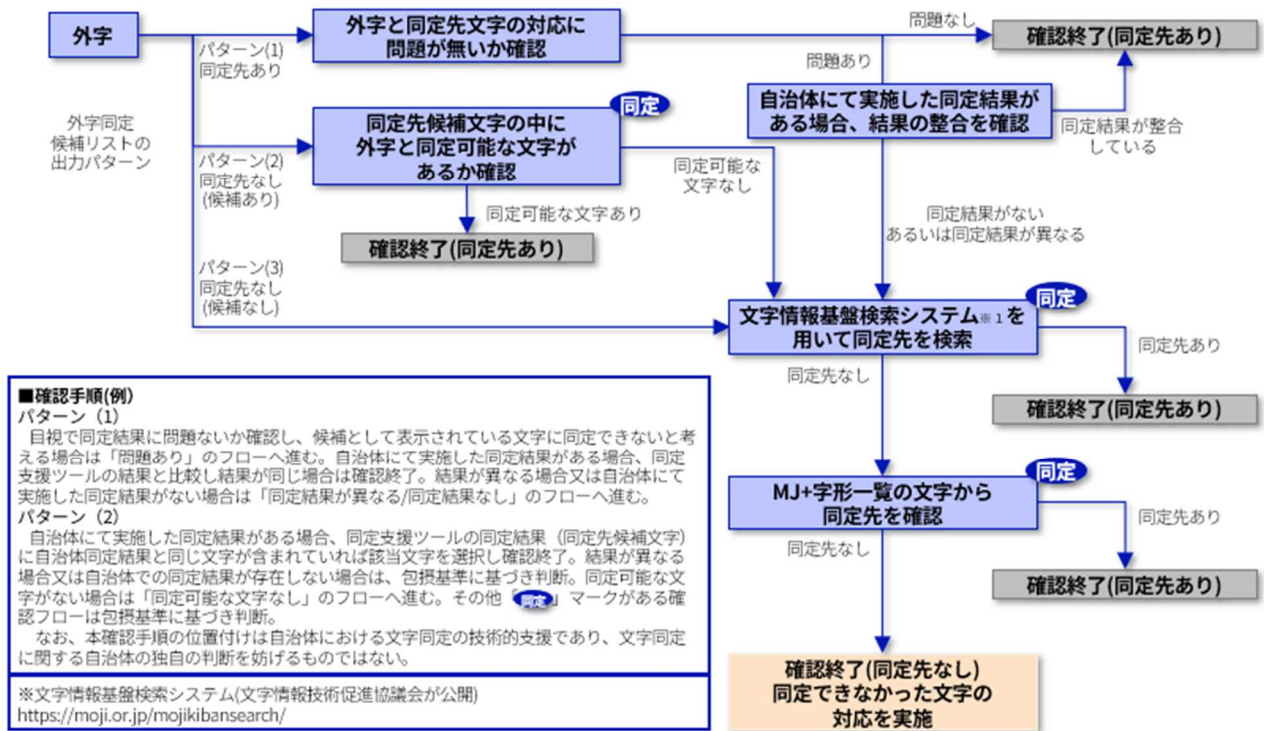
(1) 行政事務標準文字への同定手順について

行政事務標準文字への同定手順案を以下に示す。



「対応1：外字同定候補リストの確認」の詳細フローについて、以下に示す。

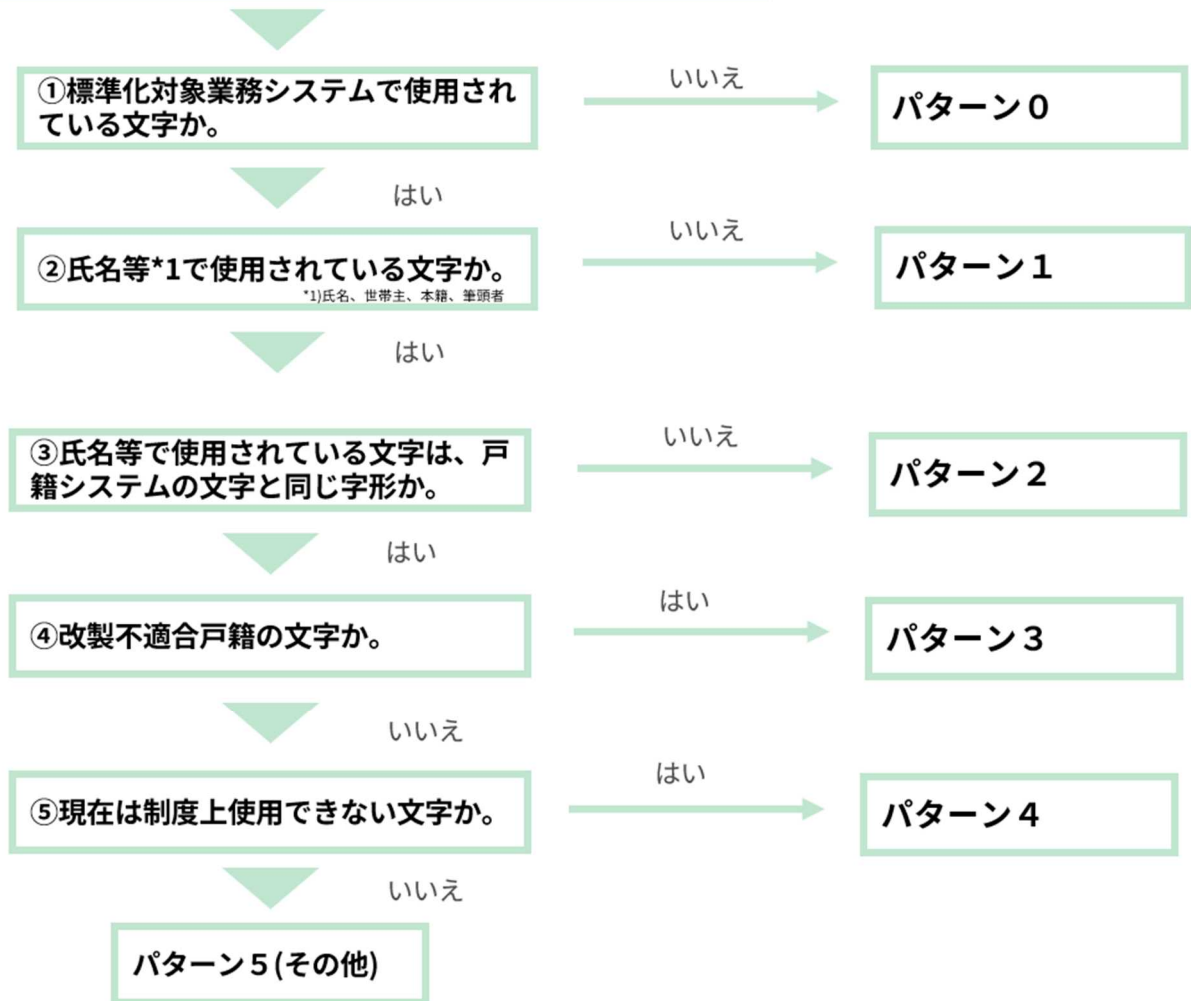
外字同定候補リストの確認手順（対応1）



(2) 同定支援ツールで同定できない文字の取扱いについて

前述の同定手順案の「対応2：同定できない文字に関する対応」については、「地方公共団体情報システムにおける文字要件の検討に関するワーキングチーム」（令和6年1月～3月）において同定支援ツールで同定できない文字の取扱い手順（フロー）及びパターン別の取扱い方法を検討し、案として整理した。以下の案を受けて、今後、地方公共団体が文字同定を進める中で生じた課題に対する意見も聴きながら、情報提供又は技術的支援ができないか関係省庁と協議を行っていく。

当該自治体で同定支援ツールで同定できなかった文字



パターン	パターン概要		取扱い案
パターン0	標準化対象業務システムで使用されていない文字		同定の対象外
パターン1	氏名等で使用されていない文字（屋号・企業名）		MJ+に同定(or 代替)、自治体の事情に応じて個別対応も可
パターン2	氏名等で使用されている文字	当該自治体が本籍地の場合	戸籍照会を行い MJ+に同定(or 代替)
		当該自治体が本籍地ではない場合	本籍地に照会して、MJ+に同定(or 代替)
		住登外者の場合	住所地に確認。MJ+に同定(or 代替)
パターン3	改製不適合戸籍の場合		MJ+に同定(or 代替)、MJ+に同定できないものはデジタル庁へ提出いただき、関係省庁と検討
パターン4	制度上使用できない文字		制度上使用できる文字に同定(or 代替)
パターン5	制度上使用できる文字		MJ+に同定(or 代替)

6. 周知・広報について

標準準拠システムにおいて行政事務標準文字を使用することについての周知・広報については、検討会においても、その重要性や丁寧な説明を要する旨の意見があったことから、デジタル庁において、国民向け・自治体向けの2つの観点に立ち、検討会として必要と考えられる周知・広報に関する基本的な考え方を整理した。

(1) 国民向けの周知・広報について

標準化法の施行により基幹業務システムが統一・標準化され、システムで取扱う氏名等の文字が行政事務標準文字に標準化されることになる。それに伴いシステム間で連携する文字、住民票の写しや納税通知書等システムから出力される帳票の文字についても、標準化されることになり、一部の国民の氏名等の文字がデザイン差の範囲で包摂されることを周知する必要がある。わかりやすい言葉で、どのような影響があるのかを具体的に示す必要がある。



(2) 自治体向けの周知・広報について

基幹業務システムから出力される帳票の文字がデザイン差の範囲で包摂されることに伴い、自治体の窓口等で、住民に説明をするための基礎資料が必要である。基礎資料については、例外等含めて、できるだけ詳しく示す必要がある。

デジタル庁

行政事務標準文字の導入について

標準化される自治体の20業務で使われるシステムで、今後使われる予定の行政事務標準文字は、どのように決められたのでしょうか？

全国の自治体の戸籍システムで使われていた約70万の文字(※1)のうち、形状のデザイン差があるもの、同じ漢字として認識される文字を、同じ文字であると定め、これを整理して約7万字にしました。

※1: 全国の自治体の戸籍システムで管理されている文字が、標準化される約70万文字あり、これが母数となります。

整理したということは、氏名の文字が「大きく変わってしまうのでしょうか？」

「字体」と「字形」という考え方をともに、文字を整理するので、大きく変わることはありません。(詳しくは、文化庁の『常用漢字表における「字体・書体・字形」等の考え方について」を参照してください。)

具体的には、皆さまの氏名で使われている文字を、「字形」(文字の形状)は異なるのですが、「字体」(文字の形の基本となる骨組み)が同じものを、同じ文字と定めて、整理します。

字体が異なるので同一とされない例

①学 ②學

字形に違いがあっても、字体が同じであるため同一とされるものの例

①-1学 ①-2学 ①-3学 ①-4学 ①-5学

字体が同じであるが、字形が違っていても、同じ文字とみなされる考え方なのですね。安心しました。同じ文字とみなされるものとして、他にどのような例がありますか？

例えば、以下のような例があります。(詳しくはデジタル庁の「文字包摂基準書」を参考にしてください。)

同じ文字とみなされる字形の違いの例

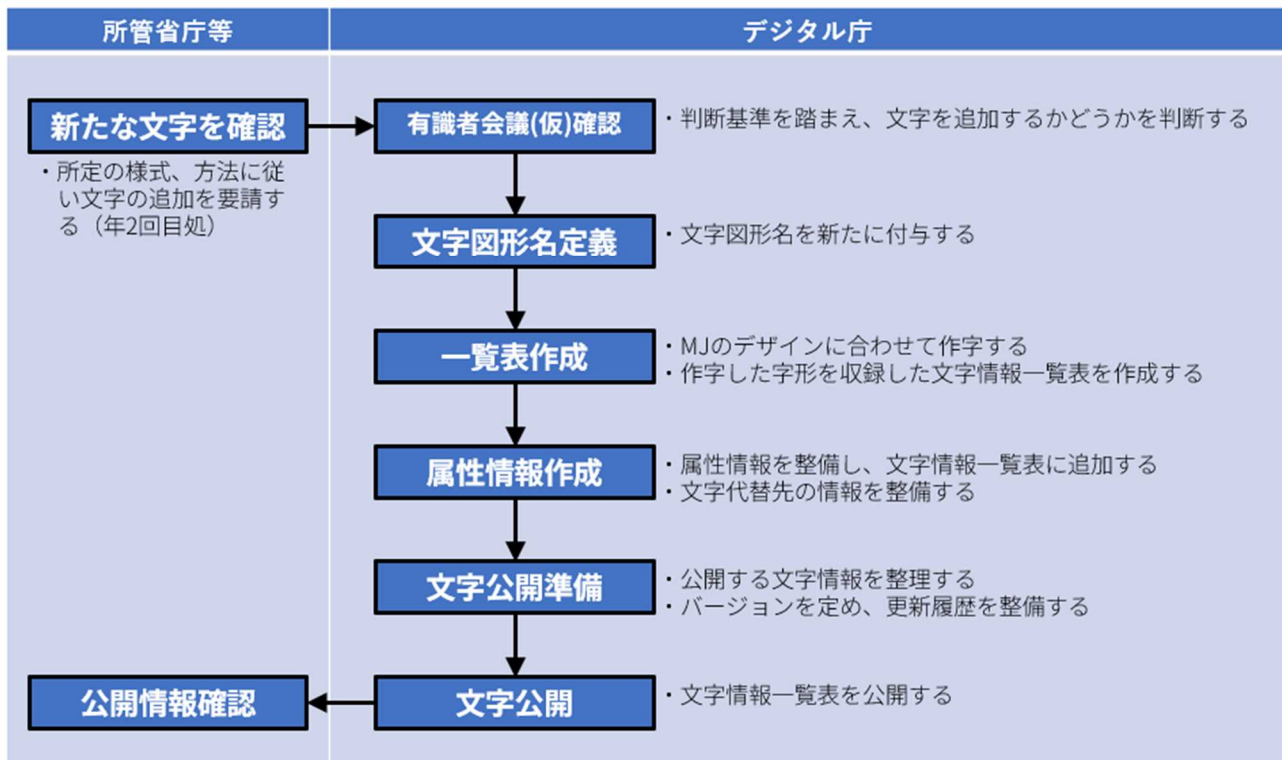
硬 → 硬	文字構成要素の大きさの違い
雪 → 雪	文字構成要素の幅の長さの違い
湾 → 湾	文字構成要素の曲げ止めと曲げ残りの違い
空 → 空	文字構成要素の幅と幅の段差、片段差の違い

デジタル庁

7. 文字の追加について

行政事務標準文字の文字を追加する場合のフローや判断基準について、検討を行った。

検討会として考えられる行政事務標準文字に文字を追加するフロー案は、以下のとおりである。



また、上記のフローを通じて、有識者会議（仮）での文字を追加すべきか否かを判断するための基準案は、次のとおりと考えられる。

●文字を追加するか否かの判断基準（案）

- ・所定の様式が整っているかどうか
- ・氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所で使用されている文字かどうか
- ・制度上使用できる文字かどうか
- ・既存の行政事務標準文字とデザイン差の範囲で包摂できない文字かどうか
- ・その他追加が必要な個別要件（家庭裁判所の許可等）を検討

8. 行政事務標準文字の国際標準化について

国が定める重点計画において、「国内でのデータの標準化やプラットフォームの整備に当たり、国際標準への準拠はもちろんのこと」と規定されており、検討会において、行政事務標準文字において国際標準化がされていない文字の取扱い等について検討を行い、次のとおり進めることが望ましいとの意見に至った。

(1) 国際標準化への手順について

行政事務標準文字のうち、国際標準化を行っていない漢字等について国際標準化を目指す。

行政事務標準文字の国際標準化までのステップは次のとおりとなる。

- ・STEP1 追加文字決定
- ・STEP2 文字の区分け
- ・STEP3 UCS への登録

※国際標準化は文字情報基盤の管理団体である一般社団法人文字情報技術促進協議会及び国際標準である UCS (Universal Coded Character Set) への登録の日本の窓口である一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 SC2 専門委員会と連携を密に取りながら進める必要がある。

(2) 国際標準化が完了するまでの暫定措置について

国際標準化が完了するまでの暫定的な措置として以下の対応を行う。

- ・文字符号位置については、国際標準化が完了するまでの間、暫定的に PUP (私用面: Private Use Plane) を使用する。
- ・UCS の規定により、PUP を使用した情報の授受をする際には、当事者間の合意の下で利用が必要となることから、外部システム等との連携の際には行政事務標準文字の文字名と PUP の対応テーブルを共有することとする。
- ・文字符号位置は、国際標準化後において置き換わることについて、デジタル庁は課題を整理し、自治体・事業者は当該課題への対応について留意するものとする。
- ・デジタル庁は、国際標準化の進捗等について適宜自治体、事業者へ情報提供を行うこととする。

9. 今後の取組

これまで、「地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会」では、地方公共団体の標準準拠システムにおける文字環境について、全体としてより効率的なシステム構築や運用について、検討を進め、課題解決を図ってきたところである。また、4月からは、デジタル庁が整備した同定支援ツールを用いた自治体の外字の同定作業も進められている。

文字の標準化実現に向けて、今後、以下の事項に取り組む必要がある。

(1) 地方公共団体の文字同定状況のフォローアップ

全国の地方公共団体において「標準準拠システムでは、行政事務標準文字に同定した文字を活用することで、「外字」を使用せず、また、新たな「外字」も発生させない。」ことを実現するためには、まず、現在使用している「外字」を2025年度までの間に行政事務標準文字に同定することが不可欠である。

全国の地方公共団体に対して、文字同定の説明を改めて丁寧に行うとともに、文字同定状況のフォローアップを行い、文字同定の現状を把握し、必要に応じて、課題分析や解決策を検討すること。

(2) 国民向けの周知・広報

標準化に伴いシステム間を連携する文字についても、一部の国民の住民票の写しや納税通知書等システムから出力される帳票の氏名等の文字が包摂されることとなるが、「字体は変わらず、字形が変わる」のみであり、いわば「デザイン差」であることから、無用な混乱をきたさないためにも、個別の対応に任せるのではなく、わかりやすい広報が必要である。

標準化の意義と個人への影響を丁寧にわかりやすく国民に伝える広報について、具体化すること。

(3) 改製不適合戸籍の方の標準準拠システムにおける取り扱い

「標準準拠システムでは、行政事務標準文字に同定した文字を活用することで、「外字」を使用せず、また、新たな「外字」も発生させない。」ことを実現する上で、課題となっているのが、改製不適合戸籍の方の標準準拠システムにおける取り扱いである。課題解決に向けて、関係省庁と密に連携し、検討すること。

(4) 戸籍等システム以外の経過措置

戸籍等システム以外の経過措置の期限については、「その経過措置の期間については、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムの所要の移行完了の期限を目途とし、移行状況等を踏まえ、デジタル庁及び総務省において必要に応じて見直すこととする」と規定しており、今後経過措置の実施状況等のフォローアップを行うこと。

(5) 行政事務標準文字の追加

行政事務標準文字への文字の追加に関しては、「7. 文字の追加について」にて示したとおり、有識者会議(仮)を設置し文字の追加の検討を行うこととしているが、会議体及びその運用の具体化に向けて、引き続き検討すること。

(6) 行政事務標準文字の国際標準化

行政事務標準文字のうち、国際標準化を行っていない漢字等については、「8. 行政事務標準文字の国際標準化について」にて示したとおり、国際標準化を目指す必要がある。

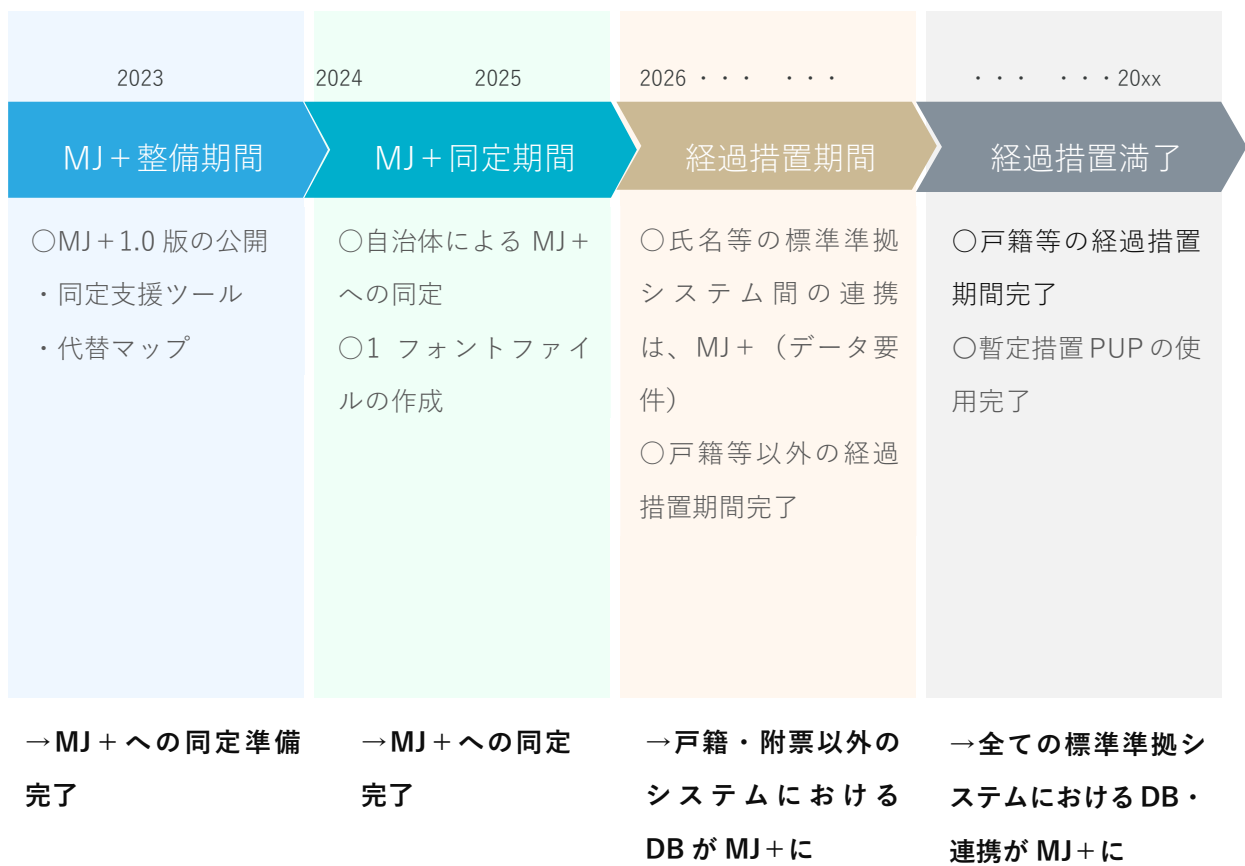
なお、国際標準化については、文字情報基盤の管理団体である一般社団法人文字情報技術促進協議会及び国際標準である UCS (Universal Coded Character Set) への登録の日本の窓口である一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 SC2 専門委員会と連携を密にしながら、検討すること。

参考

- (1) 文字要件ロードマップ
- (2) 同定支援ツール（β版）実証事業協力自治体一覧
- (3) 検討会構成員及び開催日程

- (1) 文字要件ロードマップ

文字要件ロードマップ



行政事務標準文字：MJ+

(2) 同定支援ツール（β版）実証事業協力自治体一覧

北海道旭川市、北海道苫小牧市、北海道上砂川町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道豊富町、北海道幌延町、北海道中標津町、青森県青森市、青森県八戸市、青森県十和田市、青森県野辺地町、岩手県盛岡市、岩手県奥州市、岩手県滝沢市、宮城県仙台市、福島県郡山市、福島県北塩原村、福島県石川町、福島県葛尾村、茨城県ひたちなか市、栃木県真岡市、群馬県吉岡町、群馬県昭和村、埼玉県さいたま市、埼玉県川越市、埼玉県所沢市、埼玉県上尾市、埼玉県戸田市、埼玉県新座市、埼玉県美里町、千葉県千葉市、千葉縣市川市、千葉県習志野市、千葉県流山市、東京都中央区、東京都目黒区、東京都渋谷区、東京都練馬区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都昭島市、東京都調布市、東京都小平市、東京都日野市、東京都国立市、東京都狛江市、神奈川県横須賀市、神奈川県鎌倉市、新潟県弥彦村、富山県砺波市、石川県金沢市、長野県佐久市、長野県千曲市、長野県南牧村、長野県天龍村、長野県朝日村、長野県小布施町、長野県高山村、長野県信濃町、長野県飯綱町、長野県栄村、岐阜県岐阜市、静岡県吉田町、愛知県豊橋市、愛知県岡崎市、愛知県一宮市、愛知県豊田市、愛知県小牧市、三重県松阪市、滋賀県大津市、滋賀県米原市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、京都府京都市、京都府宇治市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、兵庫県川西市、奈良県奈良市、奈良県大和郡山市、和歌山県和歌山市、島根県浜田市、広島県府中町、山口県萩市、山口県岩国市、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県日高村、福岡県北九州市、福岡県久留米市、福岡県豊前市、福岡県春日市、福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、佐賀県武雄市、長崎県五島市、熊本県熊本市、熊本県八代市、熊本県美里町、熊本県南小国町、熊本県西原村、熊本県益城町、熊本県芦北町、熊本県相良村、熊本県球磨村、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県奄美市、鹿児島県三島村、沖縄県今帰仁村

（市区町村コード順、全 113 団体）

ご協力いただきありがとうございました。

(3) 検討会構成員及び開催日程

① 検討会構成員

【座長】

庄司 昌彦（武蔵大学社会学部教授）
荻野 敦（地方公共団体情報システム機構有識者）
小林 龍生（一般社団法人文字情報技術促進協議会会長）
後藤 省二（株式会社地域情報化研究所代表取締役社長）
笹原 宏之（早稲田大学社会科学部教授）
坪田 充博（日野市企画部情報政策課長）（令和5年3月まで）
（日野市教育部教育指導課主幹）（令和5年4月から）
林 申明（臼杵市保健健康課主幹）
原田 智（公益財団法人京都産業21DX推進監兼CISO）

【準構成員】

鎌仲 正大（株式会社アイネス）
藤野 正則（日本電気株式会社）
青木 弘明（株式会社日立システムズ）
大村 周久（富士通 Japan 株式会社）
川口 真人（富士フイルムシステムサービス株式会社）
早瀬 悠樹（株式会社両備システムズ）
吉田 匡一（株式会社両毛システムズ）

【オブザーバ】

田丸 健三郎（デジタル庁 プリンシパル・ソリューションズ・アーキテクト）
吉行 崇（内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付企画官）
（令和5年3月まで）
溝口 智紀（こども家庭庁長官官房総務課 課長補佐）（令和5年4月から）
浅井 勇太（こども家庭庁長官官房総務課 係長）（令和5年4月から）
寺田 雅一（総務省自治行政局住民制度課 課長）（令和5年7月まで）
植田 昌也（総務省自治行政局住民制度課 課長）（令和5年7月から）
奥田 隆則（総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 室長）（令和5年7月まで）
名越 一郎（総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 室長）（令和5年7月から）
羽田 翔（総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 理事官）（令和5年3月まで）
丸尾 豊（総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐）（令和5年4月から）
小山内 崇矩（総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐）（令和5年4月から）
棚橋 邦晃（総務省自治行政局選挙部管理課 課長補佐）
内山 弾（総務省自治行政局選挙部管理課 係長）
鈴木 洋平（総務省自治税務局企画課電子化推進室 課長補佐）（令和5年3月まで）

山田 翔平（総務省自治税務局企画課電子化推進室 課長補佐）（令和 5 年 4 月から）

佐久間 信彰（総務省自治税務局企画課電子化推進室 係長）（令和 5 年 3 月まで）

青野 洋（総務省自治税務局企画課電子化推進室 係長）（令和 5 年 4 月から）

長谷川 翔平（総務省自治税務局企画課電子化推進室 事務官）

裕 卓也（法務省民事局民事第一課 係長）

堤 優弥（法務省民事局民事第一課 事務官）（令和 5 年 3 月まで）

田中 貴大（法務省民事局民事第一課 事務官）（令和 5 年 4 月から）

名取 瑞樹（文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 課長補佐）

白井 美由紀（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室 室長補佐）
（令和 5 年 3 月まで）

大谷 朋宏（文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 就学支援係 係長）
（令和 5 年 4 月から）

渡邊 康尊（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室 専門職）
（令和 5 年 3 月まで）

今野 智功（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室 専門職）
（令和 5 年 4 月から）

島添 悟亨（厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐）

巢瀬 博臣（厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐）

② 開催日程

○第 1 回

・開催日時：令和 5 年 2 月 20 日（月）9 時 00 分～10 時 50 分

・開催場所：全国町村会館・オンライン

・議題

（1）地方公共団体の基幹業務システムにおける文字要件の取組

（2）文字要件の改定案と基幹業務システムへの円滑な導入と運用に向けた検討

○第 2 回

・開催日時：令和 5 年 3 月 29 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分

・開催場所：全国町村会館・オンライン

・議題

（1）第 1 回検討会での御意見及び「データ要件・連携要件標準仕様書（文字要件）【第 2.0 版】案」に係る全国意見照会の結果について

（2）「データ要件・連携要件標準仕様書（文字要件）【第 2.0 版】案」について

（3）「MJ+の全体像」案について

(4) 令和5年度の取組に向けた課題整理について

(5) 「M」+国際化プロセス」(小林構成員)

○第3回

・開催日時：令和5年7月14日(金)10時00分～12時00分

・開催場所：砂防会館別館・オンライン

・議題

(1) 報告事項

(2) 行政事務標準文字の位置づけについて

(3) 文字管理運用方法の検討について

(4) フォントファイルの検討について

(5) 同定マップの概要について

○第4回

・開催日時：令和5年9月29日(金)13時00分～15時00分

・開催場所：全国町村会館・オンライン

・議題

(1) 第3回検討会振り返り

(2) 「データ要件・連携要件標準仕様書【第3.0版】案」について

(3) 文字要件に関する関係資料等の公開について

(4) 同定支援ツール(β版)を用いた実証事業について

(5) 検討会の延長について

(6) その他

○第5回

・開催日時：令和5年11月29日(水)

・開催方法：書面開催

・議題

(1) 前回までの検討会振り返り

(2) 行政事務標準文字の国際標準化について

(3) 行政事務標準文字の周知・広報について

○第6回

・開催日時：令和5年12月26日(火)10時00分～12時00分

・開催場所：デジタル庁共用中会議室・オンライン

・議題

(1) 第5回検討会振り返り

(2) 改製不適合戸籍に使用されている文字の取扱いについて

(3) 基本フォントファイルの提供について

(4) その他

○第7回

・開催日時：令和6年1月30日（火）15時00分～17時00分

・開催場所：全国町村会館・オンライン

・議題

- （1）第6回検討会振り返り
- （2）実証事業中間報告について
- （3）文字要件の改定について
- （4）その他

○第8回

・開催日時：令和6年3月28日（木）10時00分～12時00分

・開催場所：砂防会館別館・オンライン

・議題

- （1）第7回検討会振り返り（文字要件の改定について）
- （2）文字要件の改定について
- （3）実証事業報告について
- （4）周知・広報について
- （5）3月末公開資料について
- （6）その他